



富士見市国際友好協会 (FIFA)

Fujimi International Friendship Association

■ ご案内

富士見市国際友好協会は昭和58年6月、富士見市がセルビア共和国シャバツ市との姉妹提携都市提携に伴い、国際交流を推進する組織として市民やボランティア団体・法人、文化・スポーツ団体等の皆さんにより組織されました。

姉妹都市シャバツ市との相互訪問交流は、2019年に市長以下、友好協会会員の第7次訪問団を派遣、また、2022年には両市の姉妹都市交流40周年を記念し、市制施行50周年記念事業としてシャバツ市代表団を招待するなどの市民交流を行っています。

現在、市内には約2,900人の外国籍市民の方が生活されており、「国際交流フォーラム」や「ミニスポーツ交流大会」などの開催を通して多文化共生社会を目指した交流活動を推進しています。

第7次シャバツ市訪問団



ミニスポーツ交流（バドミントン）大会



国際交流フォーラム



古民家交流（難波田城資料館）



総 会



シャバツ市招待



■ 会長ごあいさつ

富士見市国際友好協会は、富士見市がセルビア共和国シャバツ市と姉妹提携したのを機に市民サイドで応援しようと立ち上がり 2023 年は、設立 40 周年の記念の年であります。現在までにシャバツ市を 7 回訪問し、市民外交を推進しております。

2021 年には長年の姉妹都市交流が実を結び、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会でセルビア共和国のホストタウンになり、レスリング選手団の事前キャンプを実施するなど市をあげてバックアップすることができました。2022 年、市がシャバツ市長をはじめとする訪問団 6 名を招待した際には、当協会としても歓迎行事を行い、親交を深めました。

また、在日セルビア大使館主催の様々なイベントにも積極的に参加。セルビア大使の富士見市来訪もあり、相互に交流を図っております。

国際友好協会では毎年、市・教育委員会と共催で国際交流フォーラムを開催し、外国籍市民の方々と交流を図っています。また、ミニスポーツ交流大会などのイベントを開催し、毎年市民の皆様とともに楽しんでいただいております。

当協会では、姉妹都市や外国籍市民の方との友好の絆を深めたいと思っております。皆様も小さな国際交流を始めてみませんか。ご入会歓迎いたします。お申し込みは、市役所「文化・スポーツ振興課」へご連絡ください。



牧寿夫会長

富士見市国際友好協会が行う事業

1 姉妹都市交流事業

姉妹都市セルビア共和国シャバツ市との交流は、7 次につながる友好訪問団の派遣をはじめ、市内小学校との手紙の交換などを通して交流を行ってきました。また、2011 年の東日本大震災には、シャバツ市より富士見市にお見舞い義援金が寄せられ、被災地へ送金しています。

2022 年は富士見市・シャバツ市姉妹都市提携 40 周年、日本・セルビア共和国友好関係 140 周年となる記念の年でした。これを記念し、10 月 22 日（土）の富士見ふるさと祭りや 23 日（日）の姉妹都市記念日にあわせて、シャバツ市のアレクサンドル・パイッチ市長、シャバツ・富士見友好クラブのネボイシャ・ヤンコヴィッチ会長をはじめとするシャバツ市代表団 6 名を富士見市にご招待しました。

シャバツ市代表団招待



訪問記念植樹・プレート設置



2 国際都市交流事業

海外都市や外国籍市民との交流事業を積極的に推進するため、会報「平和のかけはし」の発行をはじめ、協会が適当と認める団体が主催する海外視察・研修へ会員が参加する場合、経費の一部を補助しています。

3 国際交流促進事業

国際交流・理解を深めるため、市・関係団体と連携をとりながら以下の事業を行っています。

(1) 国際交流フォーラム（富士見市・富士見市教委との共催）

2022年10月1日（土）に、キラリ☆ふじみで国際交流フォーラム「世界へのとびら」を開催しました。

国際交流フォーラムでは、「やさしい日本語」の講演会や外国籍市民のトーク、弦楽四重奏による世界の音楽の演奏などが行われ、また、国際交流団体の活動展示や富士見太鼓の会による太鼓の体験コーナーもあり、外国籍市民の方々との交流や多文化共生の重要性を感じることができました。

国際交流フォーラム（コンサート）



富士見太鼓の体験



(2) ミニスポーツ（バドミントン）交流大会

外国籍市民の方々との交流を図るイベントとして、2022年度にはみずほ台小体育館にて30名が参加して、ミニスポーツ（バドミントン）交流大会を開催しました。当日は終始和気あいあいとした雰囲気の中、バドミントンを楽しみました。

ミニスポーツ交流（バドミントン）大会



(3) 古民家交流事業

2022年1月16日（日）難波田城公園で外国籍市民の方々を対象に「古民家でみんな一緒に遊びませんか！」を開催しました。例年、開催してきたミニスポーツ交流大会がコロナ禍で開催できず、その代替りの事業として外国籍市民と交流が出来るイベントを、コロナ禍が少し落ち着いた時期に実施しました。

当日は、6カ国26人の外国籍市民の方々と8人の日本人が参加し、難波田城址・古民家・資料館の見学とペーパークラフトによる「かぶと」づくりを行い、楽しいひと時を過ごしました。



【事務局】 富士見市国際友好協会 会長 牧 寿夫

副会長 長谷川 美紀子、星 野 文 男、理事8名、監査2名

富士見市大字鶴馬 1800-1 富士見市役所「文化・スポーツ振興課」内 ☎049(257)6352

会員募集

■ 会員募集中

協会の会員にご加入いただくと、協会広報紙『平和のかけはし』が配布されます。また、協会主催のイベントや姉妹都市友好交流行事への優先参加などの案内があります。さらに、協会運営に積極的にご参加いただき、市民参加の国際交流を推進していきましょう。

☆年会費 個人会員 2,000円(外国籍・学生の方は1,000円)

団体会員 5,000円

法人会員 10,000円

☆お申込み 富士見市内、市外を問わず、どなたでも会員になっていただけます。

お電話またはメールで事務局へお申し込みください。なお、入会金はありません。

電話番：049-257-6352 FAX：049-254-2000 富士見市役所文化・スポーツ振興課内事務局

メール：bunka@city.fujimi.saitama.jp

☆会費の納入 会費の納入には総会開催時に会場でお受けするほか、事務局でも随時受け付けております。また、下記口座への振り込み対応しております。

☆振込先 埼玉りそな銀行鶴瀬支店

口座番号 普通預金 812753

名義人 富士見市国際友好協会（フジミシコクサイユウコウキョウカイ）

富士見市国際友好協会規約

(名 称)

第1条 この協会は、富士見市国際友好協会（以下「協会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、富士見市と外国都市との姉妹都市提携に伴い、諸外国との市民相互の友好関係を密接にし、産業、文化、教育、スポーツ等の交流を図り、その向上発展に資するための事業を計画し、推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種交流親善事業の計画立案及び実施
- (2) 姉妹都市提携の趣旨の普及、啓発
- (3) その他目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する個人、団体及び法人で構成する。

(役 員)

第5条 協会に会長1名、副会長若干名、理事若干名、会計2名及び監事2名を置く。

- 2 会長、副会長、会計及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事は、会員の中から会長が推薦し、総会の承認を得る。
- 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。
- 3 会計は、協会の会計を掌理する。
- 4 監事は、協会の会計を監査する。

(顧問・相談役)

第7条 協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。

(総 会)

第8条 総会は、年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

- 2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長、会計、監事の選任及び、理事の承認
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定
 - (3) 事業報告及び会計報告の承認
 - (4) 規約の変更
 - (5) その他会長が重要と認める事項

3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、理事及び会計、監事をもって構成し、会務の執行に関する重要事項を協議し決定する。

2 役員会は、会長が随時招集し、会長は、その議長となる。

3 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。

(事務局)

第10条 協会の事務を処理するため、事務局を富士見市役所内に置く。

(経費)

第11条 協会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第12条 協会の会費は、年額次の会費を納入する。

個人(一般)	2,000円
個人(学生・外国籍市民)	1,000円
団体 1口	5,000円
法人 1口	10,000円

(免除)

第13条 会長が必要と認めた場合には、前条の定めにかかわらず、会費の一部または全部を免除できるものとする。

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(その他の運営事項)

第15条 前各条に定めるもののほか必要な事項は、その都度役員会において決定する。

附 則

この規約は、昭和58年6月14日から施行する。

この規約は、平成3年6月8日から施行する。

この規約は、平成9年5月28日から施行する。

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年5月20日から施行する。

この規約は、平成27年5月16日から施行する。

この規約は、令和4年5月15日から施行する。